

tcp-ip モバイルコネクト利用規約

第1章 総則

第1条 (取り扱いの準則)

この「tcp-ip モバイルコネクト利用規約」(以下「本規定」といいます)は、株式会社TCP(以下「当社」といいます)が提供するモバイル通信サービスを使用して行う電気通信サービス(以下「本サービス」といいます)に適用されます。

2 本サービスの提供には、本規定に定めるものを除き、当社の別途定める「tcp-ip 接続サービス約款」(以下「約款」といいます)の規定が適用されます。本規定と約款の規定とが抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、本規定が優先します。

第2条 (規約の変更)

当社は、本規定を変更することがあります。本規定が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の本規定によります。

2 本規定を変更するときには、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

第3条 (用語の定義)

本規定で使用する用語の意味は次のとおりとします。

契約者	利用契約を締結している者。利用契約の申込を行い、利用契約を締結する前の契約者を特に「申込者」といいます。
利用契約	契約者が本サービスを利用するための契約。利用契約には、契約者への本規定の適用のほか、サービスの内容、オプションの選択、料金等、サービス利用開始日およびその他契約者と当社が協議の上決定した事項が記載されます。
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介するサービス。電気通信事業者がサービス契約約款等に規定し提供されるもの。
最低利用期間	契約者が利用を義務づけられる最短の期間
モバイルデータ通信端末	モバイルアクセスにおいて通信を行うための端末機器で、「端末機器の技術基準適合認定等に関する規則」(平成16年総務省令第15号)で定める種類の端末設備の機器。
SIMカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がデータ通信サービスの提供のために利用契約者に貸与するもの。

第4条 (サービスの種類)

本サービスの種類はインターネット接続サービスです。

第5条 (提供地域)

本サービスはNTT ドコモLTE Xi網を利用するため、NTT ドコモ社のサービスカバーエリアに準拠します。左記エリア外の場合、FOMAの通信となります

第6条 (本サービスの内容等)

本サービスは最大通信速度を保証するものではなく、本サービスの通信速度は通信設備や契約者利用端末、配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況によって変化します。

2 利用可能エリア内であっても、電波状況その他の事情により本サービスに支障が生じる場合があります。

3 本サービスの利用のためには、対応端末が必要になります。

第2章 契約

第7条 (契約者)

本サービスは、当社の他サービスを契約中の方のみ申し込めることとします。

2 当社サービスを利用していない方が申し込みをする場合には、当社の事前の承諾を受けた上で、当社が別途定める特定の手続きを行う必要があります。

第8条 (契約の単位)

当社は契約者回線一回線ごとに一のサービス契約を締結するものとします。

第9条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は1年とします。

第10条 (契約申込の承諾等)

本サービス契約は、所定の申込を当社が承諾したときに成立します。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき

(2) 申込者が第15条(利用の停止)の事由に該当するとき

(3) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき

(4) 申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき

2 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

第11条 (権利の譲渡の禁止)

契約者は、本サービス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利を譲渡することはできません。

2 契約者は本サービスを再販売する等第三者に本サービスを利用させることはできません。

第12条 (当社による契約の解除)

当社は、契約者が次のいずれかに該当した場合に、何らの責任を負うことなく、本サービス契約を解除することができます。

(1) 本サービスの利用が停止または制限された場合において、契約者が当該停止または制限の日から 1 ヶ月以内に当該停止または制限の原因となった事由を解消しないとき

(2) 当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除するときには、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなく本サービス契約の解除を行うことができます。

第 1 3 条 (契約者による契約の解除)

契約者が本サービス契約を解除しようとするときは、当社所定の書類の提出によりその旨を当社に通知します。この場合において、当該解除の効力は、当該通知が毎月 20 日までにあった場合には翌月 1 日に、それ以外の場合には翌々月 1 日に生じるものとします。

第 3 章 利用の中止および利用停止

第 1 4 条 (利用の中止)

当社は加入者が次の各号に該当するときは契約者の本サービスの利用を中止することができます。

(1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のため必要なとき

(2) 当社が設置する電気通信設備の障害等の事由があるとき

2 当社は、契約者の本サービスの利用を中止するときは、当該契約者に対し、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知することとします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 1 5 条 (利用の停止)

当社は、本規定上の義務を怠りまたは怠るおそれがある契約者、または当社他サービスが利用停止となった本サービス契約者については、何らの責任も負うことなく、本サービスの利用も停止します。

第 4 章 利用の制限

第 1 6 条 (利用の制限)

当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他非常事態が発生し、若しくは発生する恐れがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、契約者の本サービスの利用を制限する措置を取ることができます。

2 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる電気通信

を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。制限の内容は、当社のホームページにおいて示すものとしします。

3 前2項の措置により契約者に生じた損害について、当社は免責されるものとしします。

第5章 料金等

第17条 (利用料金の支払義務)

契約者は、契約の成立により料金表(別表)に定める、初期費用、月額費用を当社に支払うものとしします。

2 初期費用の支払義務は、当社が本サービスの利用の申込を承諾した時に発生します。

3 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日の月末日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第15条(利用の停止等)の規定により本サービスの提供が停止または制限された場合における当該停止の期間は、本サービスに係る月額料金の額の算出については、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとしします。

4 開通月は無償とし、翌月1日を課金開始日としします。なお最低利用期間の開始日も同様としします。

5 契約が解除された場合は、契約が解除された月の末日までが利用料金の支払い対象期間とし、利用料金の日割り計算はしないものとしします。

6 契約の解除が最低利用期間内の場合には、当社は残月分を違約金として一括請求しします。

第18条 (利用不能の場合における料金の調停)

当社の責に帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとしします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間(以下、「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)に月額料金の30分の1を乗じて算出した額を、月額料金から減額しします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとしします。

2 前項の規定は、貸与機器の故障によるものを含まないものとしします。

第19条 (料金等の請求方法)

当社は、契約者に対し、毎月月額料金を請求しします。

第20条 (料金等の支払方法)

契約者は、本サービスの料金を当社が指定する日までに、当社が指定する方法によ

り支払うものとしします。

第21条 (割増金)

本サービス料金の支払いを不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額(以下「割増金」といいます。)を支払うものとしします。

第22条 (遅延損害金)

契約者は、本サービスの料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払いを遅滞した場合、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払うものとしします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第23条 (ユニバーサルサービス料金)

契約者は電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務支援(ユニバーサルサービス制度)に基づき、負担される料金(以下、「ユニバーサルサービス料金」といいます。)を支払うものとしします。ユニバーサルサービス料金額は、電気通信事業法第110条(負担金の徴収)の規定に基づき定められた負担金相当額としします。当社は、料金等の請求の際、ユニバーサルサービス料金を請求します。

第6章 モバイルデータ通信端末

第24条 (モバイルデータ通信端末の提供)

当社は、契約者からの申込に基づき、モバイルデータ通信端末を契約者に販売します。

2 契約者のモバイルデータ通信端末購入費用の支払方法は、当社が指定する方法に限ります。

3 第9条の規定にかかわらず、当社が提供するモバイルデータ通信端末を利用した本サービスの最低利用期間は、2年間としします。

4 当社は、契約者に対し、モバイルデータ通信端末を契約者の指定する日本国内の場所において引渡すものとしします。

5 モバイルデータ通信端末の引渡しに係る運送の手配は当社が行い、引渡しに係る運送費等の諸費用はモバイルデータ通信端末1端末あたり、1配送まで当社の負担としします。ただし、特別な費用が発生する場合は契約者と当社が協議のうえその費用負担を定めるものとしします。

6 契約者が当社からモバイルデータ通信端末の引渡しを受けた後5営業日以内にモバイルデータ通信端末の規格、仕様、個数につき不適合ないし不足または外観上明らかな瑕疵の存在の申し立てがなかった場合は、モバイルデータ通信端末は申込書のとおり契約者に引渡されたものとしします。

7 当社が契約者にモバイルデータ通信端末の販売をした場合、モバイルデータ通信端末の所有権および危険負担はモバイルデータ通信端末の引渡しをもって当社から契約者に移転します。

8 発送後、契約者の長期不在等により、未受領となって当社に返送された場合は、解約扱とし違約金として初期費用を請求いたします。

第25条 (モバイルデータ通信端末の担保責任)

当社は、契約者に対し、引渡し時においてモバイルデータ通信端末が正常な性能を備えていることのみを保証し、契約者の使用目的への適合性その他について保証しません。

2 契約者が、モバイルデータ通信端末の引渡しを受けた後は、モバイルデータ通信端末の保証については、モバイルデータ通信端末の製造メーカーによる保証内容に準ずるものとします。

3 モバイルデータ通信端末のメーカーの保証期間は、端末出荷日から起算して1年間となります。

4 当社は、契約者が当社の提供するモバイルデータ通信端末以外のモバイルデータ通信端末を使用した場合、本サービスの利用を保証しません。

5 当社はメーカーのモバイルデータ通信端末による、ハードウェアおよびソフトウェアの瑕疵担保責任を負いません。

6 モバイルデータ通信端末の瑕疵について、当社は本条記載以外の責任を負いません。

7 メーカー保証期間を過ぎた場合は、有償交換となります。修理交換の有無は、メーカー修理見積を、契約者に発行しますので、契約者にて判断いただきます。

8 故障端末の送付にかかる送料については、契約者負担とします。

第26条 (ネットワークの利用)

契約者は、本サービスのモバイルアクセス利用にあたり他のネットワークを経由して通信を行う場合は、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

第7章 SIMカード

第27条 (SIMカードの貸与)

本サービスの利用には、当社からSIMカードの貸与を受けることが必要となります。

2 契約が解除された場合、契約者は、解除日から14日以内に、SIMカードを当社に返却するものとします。

3 前項の期間中にSIMカードの返却が行われない場合は、紛失扱いとして当社所定の損害金を請求します。

4 SIMカードの初期不良については、出荷日から起算して14日以内に申告した場合のみ、無償にて交換します。

5 SIMカードの紛失、故障については、再発行にかかる手続費用を請求します。

第28条 (SIMカードにかかる契約者の義務)

契約者は、貸与を受けている SIM カードについて、下記事項をまもらなければなりません。

- (1) SIM カードを善良な管理者の注意義務をもって管理すること
- (2) SIM カードの盗難または紛失があった場合、速やかに当社に届け出ること
- (3) SIM カード盗難された場合、紛失した場合または破損した場合、当社所定の損害金を支払うこと
- (4) SIM カードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないこと

第 8 章 雑則

第 29 条 (ID およびパスワード)

契約者は、本サービス利用時に発行される ID およびパスワード(本条において「ID 等」といいます。)の管理責任を負うものとします。

2 当社は、契約者が本サービス契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID 等の提示を求めることがあります。

3 契約者は、ID 等を第三者に利用させないものとします。ただし、本規定で別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

4 契約者は、ID 等が窃用されまたは窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID 等の窃用による契約者の損害または契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

5 契約者は、ID 等を変更することはできません。

第 30 条 (免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に関し損害を被った場合、本約款の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

附則

この契約約款は、平成 25 年 12 月 1 日から実施します。

別表

【料金表】（別途消費税がかかります）

SIM のみの提供（最低利用期間 1 年）

■ 初期費用

プラン名	単位	定価
ライトプラン 300M	1 回線	3,500 円
スタンダードプラン 3GB	可変 IP1 回線	3,500 円
	固定 IP1 回線	4,700 円

■ 月額費用

プラン名	IP アドレス	定価	月間データ 通信量	3日間データ 通信量	速度制限 ※1 ※2
ライトプラン 300M	可変	840 円	300MB	-	200kbps
スタンダード プラン 3GB	可変	3,750 円	3GB	200MB	300kbps
	固定	4,150 円	3GB	200MB	300kbps

SIM+WiFi ルーター（最低利用期間ライトプラン 1 年・スタンダードプラン 2 年）

■ 初期費用

プラン名	単位	定価
ライトプラン 300M	1 回線	28,500 円 (ルーター代金 25,000 円)
スタンダードプラン 3GB	可変 IP1 回線	3,500 円
	固定 IP1 回線	4,840 円

■ 月額費用

プラン名	IP アドレス	定価	月間データ 通信量	3日間データ 通信料	速度制限 ※1 ※2
ライトプラン 300M	可変	840 円	300MB	-	200kbps
スタンダード プラン 3GB	可変	3,750 円	3GB	200MB	300kbps
	固定	4,150 円	3GB	200MB	300kbps

■ その他費用

項目	単位	定価
SIM 損害金 ※3	1 回線	3,000 円
SIM 再発行費用 ※4	1 回線	5,500 円
端末交換手数料 ※5	1 台	3,000 円

※1 月間データ通信料の閾値を超過した場合、当月末まで速度制限が実施されます。

※2 当日を含む直近 3 日間の合計データ通信料が閾値を超過した場合、当日終日速度制限が実施されます。

※3 回線解約時、返却期間内に SIM が返却されなかった場合は、紛失扱いとなり SIM 損害金を請求します。

※4 SIM の紛失・故障における再発行手続に関する費用となります。

※5 端末故障時における修理・交換時に発生する対応費用となります。